

**法改正で雇用の分野での障害者に対する差別が禁止され、
合理的配慮の提供が義務となりました【平成28年4月1日施行】**

障害者雇用促進法の改正の詳細については、厚生労働省ホームページ「障害者雇用対策」をご覧ください。
URL : http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisakoyou/shougaisha_h25/index.html

厚生労働省の地方機関である都道府県労働局職業安定部では、障害者である労働者と事業主の間で、障害者であることを理由とする差別や合理的な配慮の提供に関するトラブルが生じた場合に、当事者の一方または双方からの申し出があれば、トラブルの早期解決のための援助を行っています。

トラブルの解決の援助には、次の2つの方法があります。

- ① **都道府県労働局長による紛争解決の援助** → P 3
(障害者雇用促進法 第74条の6)
- ② **障害者雇用調停会議による調停** → P 5
(障害者雇用促進法 第74条の7)

この2つの制度は、都道府県労働局長または調停委員が公平な第三者として紛争の当事者の間に立ち、両当事者の納得が得られるよう解決策を提示し、紛争の解決を図ることを目的とした行政サービスです。

それぞれの制度の特徴を踏まえ、ご希望の解決方法を選択してください。

紛争解決援助制度の特徴

- ① **公平・中立性**
厳正中立・公正を保ち、法に忠実かつ客観的な立場から援助を実施します。
- ② **互譲性**
当事者双方の譲り合い、歩み寄りにより、紛争の現実的な解決を図ります。
- ③ **簡易・迅速性**
時間的、経済的負担がかかる裁判に比べ、無料で手続きが迅速、簡便です。
- ④ **プライバシーの保護**
関係者以外に援助や調停の内容は公にされず、紛争当事者のプライバシーが保護されます。
- ⑤ **不利益取扱いの禁止**
労働者が都道府県労働局による援助や調停の申請をしたことを理由として、事業主がその労働者に対し、解雇、配置転換、降格、減給などの不利益取扱いをすることを禁止しています。



紛争解決援助制度の概要

ハローワーク（公共職業安定所）

障害者雇用促進法に基づく雇用の分野における障害者に対する差別禁止・合理的配慮の提供に関する相談の受付、紛争解決援助制度の説明実施

<企業>

労働者

事業主

自主的解決

解決しない場合

都道府県労働局職業安定部にご相談ください

※各都道府県労働局職業安定部の所在地・連絡先は、P12をご参照ください。

簡単な手続きで、迅速に行政機関に
解決してもらいたい場合

都道府県労働局長

による助言・指導・勧告

職業安定部に援助をお申し出ください。
（申立書などの文書は必要ありません）

職業安定部が障害者である労働者と事
業主双方から、お話を伺います。

双方のお話を踏まえ、問題解決に必要な
助言などの援助を行います。

当事者双方が援助の内容に沿った解決策を実行すること（歩み
寄り）により**問題解決！**

公平、中立性の高い第三者機関に
援助してもらいたい場合

障害者雇用調停会議

による調停

職業安定部に調停申請書（P8）を提出
してください。

調停委員が障害者である労働者と
事業主双方から、お話を伺います。

双方のお話を踏まえ、調停委員が紛争
解決の方法として調停案を作成し、当
事者双方におすすめします。

当事者双方が援助の内容に沿った解決策を実行すること（歩み
寄り）により**問題解決！**

都道府県労働局長による紛争解決の援助

都道府県労働局長が、障害者である労働者と事業主との間でおこったトラブルについて、その解決を援助する制度です。

客観的な立場から、当事者双方の意見を伺い、双方の意見を尊重しつつ、法律の趣旨に沿って問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することによって、トラブルの解決を図ります。

※この制度は、行政機関が行う行政サービスであり、弁護士等による司法上の手続とは異なります。

1 援助の対象者

この制度の対象は、紛争の当事者である障害者^(※) および事業主です。
(労働組合、使用者団体など紛争の当事者以外の第三者は対象となりません)

(※) 対象となる障害者

- ・ 障害者手帳を持っている方に限定されません。
- ・ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能に障害があるため、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な方が対象となります。

2 援助の対象となる紛争

援助の対象となるのは、下記に関する障害者である労働者と事業主との間の紛争です。

● 以下の事項に関する障害者であることを理由とする差別的取り扱い

賃金、募集・採用、配置、昇進、降格、教育訓練、福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職勧奨、定年、解雇・労働契約の更新

● 障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための合理的配慮の提供内容

3 援助の対象とならない紛争

● 労働組合と事業主の間の紛争や労働者と労働者の間の紛争など

次のような場合にも、原則として援助の対象とはなりません。

- ・ 申立てに係る紛争に関し、確定判決が出されている場合
- ・ 申立てに係る紛争が既に司法的救済または都道府県労働局長の援助以外の行政的措置に係属している場合
- ・ 申立てに係る紛争が集団的な労働紛争に絡んだものである場合
- ・ 申立てに係る紛争に関し、調停に係属し、既に調停案受諾勧告が行われ、当事者双方が調停案を受諾した、または打ち切られた場合
- ・ 事業主の措置が行われた日、または措置の内容が終了した日から1年以上経過している場合

など

紛争解決の援助手続きの流れ

援助の申立て

- 「紛争の当事者」（障害者である労働者または事業主）からの援助の申立てにより手続きを開始
- 申立てには、申立書などの文書は必要ありません。

援助の実施

- 申立者、被申立者に対する事情聴取
- 第三者に対する事情聴取
（紛争の内容などの把握に必要な場合で、申立者および被申立者の了承を得た場合に実施）
- 問題の解決に必要な援助（助言・指導・勧告）の実施

解 決

- 当事者双方による援助の内容の受け入れ

打ち切り

- ① 本人の死亡、法人の消滅などがあった場合
- ② 申立てが取り下げられた場合
- ③ 被申立者が非協力的で度重なる要請にもかかわらず事情聴取に応じない場合
- ④ 対立が著しく強く、歩み寄りが困難である場合

など

※必要に応じて一定の場合に、調停申請が可能です。

障害者雇用調停会議による調停

調停委員が、当事者である障害者と事業主双方から事情を伺い、紛争解決の方法として調停案を作成し、当事者双方に調停案の受諾を勧告することにより紛争の解決を図る制度です。

調停は、弁護士や大学教授、社会保険労務士などの労働問題の専門家が援助の主体となるため、高い公平性、中立性、的確性が期待できます。

1 援助の対象者

この制度の対象は、紛争の当事者である障害者^(※)および事業主です。
(労働組合、使用者団体など紛争の当事者以外の第三者は対象となりません)

(※) 対象となる障害者

- ・障害者手帳を持っている方に限定されません。
- ・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能に障害があるため、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な方が対象となります。

2 援助の対象となる紛争

援助の対象となるのは、下記に関する障害者である労働者と事業主との間の紛争です。

●以下の事項に関する障害者であることを理由とする差別的取り扱い

賃金、配置、昇進、降格、教育訓練、福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職勧奨、定年、解雇・労働契約の更新

●障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための合理的配慮の提供内容

3 援助の対象とならない紛争

●募集・採用に関する紛争

●労働組合と事業主の間の紛争や労働者と労働者間の紛争など

次のような場合にも、紛争の解決のために必要があると認められず、原則として調停は開始されません。

- ・申立てに係る紛争に関し、確定判決が出されている場合
- ・申立てに係る紛争が既に司法的救済または調停以外の行政的救済に係属している場合（関係当事者双方が調停を優先させる意向がある場合を除く）
- ・申請に係る紛争が集団的な労使紛争に絡んだものである場合
- ・事業主の措置が行われた日、または措置の内容が終了した日から1年以上経過している場合 など

調停手続きの流れ

調停の申請

- 調停申請書を都道府県労働局職業安定部へ提出

調停申請書の受理

※管轄違い、調停対象事項からの逸脱などがある場合は受理されません。

調停開始の決定

※調停を開始する必要がないと判断された場合には調停は開始されません。

調停会議の開催（非公開）

- 関係当事者からの事情聴取および意見聴取
- 障害者の医療に関する専門的知識を有する者その他参考人からの意見聴取
- 関係労使を代表する者からの意見聴取
（関係当事者からの申立てに基づき、必要があると認めるとき）
- 調停案の作成
- 調停案の受諾勧告

※補佐人の同行、代理人の意見陳述を希望する場合は、事前に許可申請が必要です。

- ・「補佐人」とは、事実関係の説明などを補佐する者です。
- ・「代理人」とは、意見の陳述を代わりに行う者です。
- ・「補佐人」、「代理人」いずれも特に資格は要しません。ただし、報酬を得て行う場合には、弁護士または特定社会保険労務士に限られます。

解決

- 当事者双方が調停案を受諾

★★合意の効力★★

調停案について、当事者双方に成立した合意は民法上の和解契約となります。そのため、当事者の一方が義務を履行しない場合、他方当事者は債務不履行として訴えることができます。

打ち切り

- ①本人の死亡、法人の消滅などがあった場合
- ②当事者間で和解が成立した場合
- ③申請が取り下げられた場合
- ④他の関係当事者が調停に非協力的で度重なる説得にもかかわらず出席しない場合
- ⑤対立が著しく強く、歩み寄りが困難である場合
- ⑥調停案を受諾しない場合 など

【 調停申請書記載例 】

調 停 申 請 書

関 係 当 事 者	労 働 者	ふりがな 氏名	ろう 働 花 子
		住所	〒171-〇〇〇〇東京都豊島区西池袋〇-〇-〇 電話 (3502) 〇〇〇〇
	事 業 主	氏名又は名称	ろうどうしょうじかぶしがいいしゃ だいひょうとりしまりやく ろうどうたろう 労働商事株式会社 代表取締役 労働太郎
		住所	〒100-〇〇〇〇東京都千代田区一ツ橋〇-〇-〇 電話 (5253) 〇〇〇〇
		※上記労働者に係る事業所の名称及び所在地	労働商事株式会社杉並支店 〒166-〇〇〇〇東京都杉並区阿佐谷北〇-〇-〇 電話 (3335) 〇〇〇〇
		調停を求める事項及びその理由	実績をあげているにもかかわらず、主任から昇進しない、同期の他の職員は既に係長や課長に昇進しており、昇進における障害者への差別的取扱いがあるので、速やかに係長以上の待遇となるようにしてほしい。 (詳細別紙)
紛争の経過	本年3月15日人事課長に苦情を申し出たが、能力査定の結果であるとの一点張りで受け入れられず。以後4月から5月にかけて数回にわたり苦情を申し出るも会社は同様の返答を繰り返すのみであった。 (詳細別紙)		
その他参考となる事項	訴訟は提起しておらず、また、他の救済機関も利用していない。会社には労働組合があるが、本問題が労使交渉で取り上げられたことはない。		

〇年〇月〇日

申請人 氏名又は名称 〇〇 〇〇

〇〇労働局長 殿

申請用紙は、P8の様式をコピーしてお使いいただけます。

調 停 申 請 書

関 係 当 事 者	労働者	ふりがな 氏名	
		住所	〒 電話 ()
	事業主	ふりがな 氏名又は名称	
		住所	〒 電話 ()
		※上記労働者に係る事業所の名称及び所在地	〒 電話 ()
	調停を求める 事項及びその理由		
紛争の経過			
その他参考 となる事項			

年 月 日

申請人 氏名又は名称

労働局長 殿

【 調停申請書記載要領 】

- (1) 調停の申請は、調停申請書に必要事項を記入の上、労働者に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長（職業安定部職業対策課経由）あて提出してください。
申請書の提出は原則として申請人本人が来局して行うことが望ましいものですが、郵送等による提出でも受け付けます。
なお、申請書の提出が来局して行われなかった場合は、申請人本人に来局を求め、事実確認を行うことがあります。
- (2) 申請書に記載すべき内容及び注意事項は、次のとおりです。
- ① **労働者の氏名、住所等**
当該調停の申請に係る労働者の氏名、住所等を記載すること。
なお、複数の労働者が事業主の同一の措置について申請を行う場合は、1葉の申請書の本欄に連名で記載すれば足りるものであること。
- ② **事業主の氏名、住所等**
当該調停の申請に係る事業主の氏名（法人にあってはその名称）、住所、代表者の職・氏名等を記載すること。また、当該調停の申請に係る労働者が勤務する事業所の名称及び所在地が事業主の名称及び住所と異なる場合には、※欄内に当該事業所の名称及び所在地についても記載すること。
- ③ **調停を求める事項及びその理由**
調停を求める事項については、紛争の解決のため希望する措置を、その理由については、紛争の原因となった事業主の措置（不作為を含む）の法違反であると争われている点を正確に記載すること（様式で足りない場合は別紙を添付することも可）。
なお、1人の労働者が事業主の複数の措置について申請を行う場合又、事業主が1人の労働者に対し複数の措置について申請を行う場合は、1葉の申請書の本欄に併記すれば足りるものであること。
- ④ **紛争の経過**
紛争に関する措置の内容によって、下記の年月日、並びに他の関係当事者の見解及び企業内苦情処理機関等での取扱い状況等を詳しく記載すること（様式で足りない場合は別紙を添付することも可）。
・ 障害者に対する差別の禁止に係る紛争については、当該紛争に係る事業主の措置が行われた日（継続する行為の場合は、当該行為が終了した日）
・ 障害者への合理的配慮の提供義務に係る紛争については、障害者本人が合理的配慮措置を申し出たにも関わらず、事業主が当該措置を行わなかった日
- ⑤ **その他参考となる事項**
当該紛争について確定判決が出されているか否か、起訴手続き又は調停以外の裁判外紛争処理手続きが進行しているか否か、当該事業主の措置又はそれ以外の事由で集団的労使紛争が起きているか否か、又、企業の雇用管理がこれまでどのように行われてきたか等の情報を記載すること。
- ⑥ **申請人の記名**
双方申請の場合は双方の、一方申請の場合は一方の関係当事者の署名又は記名を行うこと。
- (3) 事業主は、労働者が調停申請したことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないとされています。

Q&A

Q1

都道府県労働局に相談をすると、どのようなことをしてくれますか？

- A. 紛争解決援助制度やその他の法律上の対応案について説明します。
また、法律の内容について情報提供などを行います。

Q2

紛争解決の援助を受けたら、会社から嫌がらせされないか心配です。

- A. 援助を申し出たことによる不利益取扱い（解雇、配置転換、降格、減給など）は、障害者雇用促進法で禁止されています。万一、そのような取扱いを受けた場合には、都道府県労働局職業安定部が会社に指導などを行います。

Q3

都道府県労働局長による援助を受けるメリットは何ですか？

- A. 裁判に比べ手続きが簡単で、解決までの時間も短く、また費用がかかりません。

Q4

当事者である労働者が住んでいる県と勤務先事業所が所在する県が異なる場合、どちらの県にある労働局に相談すればいいですか？

- A. 障害者である労働者が勤務する事業所を管轄する都道府県労働局の職業安定部にご相談ください。

Q5

世間体が気になり、周りに知られないか心配です。

- A. 関係者以外に援助や調停の内容は公にしません。プライバシーが保護されます。

Q6

調停で解決しなかった場合は、どうなりますか？

- A. 障害者雇用調停会議における調停を実施しても紛争が解決しない場合は、最終的には裁判による解決が考えられます。
なお、調停が打ち切られた場合、一定期間内に訴えを提起したときは、時効が調停の申請時にさかのぼって中断されます。これによって、時効の成立を心配することなく、司法救済前に調停を利用できます。

障害者雇用促進法の条文

●苦情の自主的解決（第74条の4）

●都道府県労働局長による紛争解決の援助（助言、指導、勧告）

第74条の6（紛争解決の援助） 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2（不利益取扱いの禁止） 事業主は、障害者である労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

●障害者雇用調停会議による調停

第74条の7（調停の委任） 都道府県労働局長は、第74条の5の規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者の双方又は一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第6条第1項の紛争調停委員会に調停を行わせるものとする。

2（不利益取扱いの禁止） 前条第2項の規定は、障害者である労働者が前項の申請をした場合について準用する。

第74条の8において準用する男女雇用機会均等法第19条（調停） 前条第1項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、3人の調停委員が行う。

第74条の8において準用する男女雇用機会均等法第20条第1項（関係当事者の意見聴取） 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者又は関係当事者同一の事業所に雇用される労働者その他の参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第74条の8において準用する男女雇用機会均等法第21条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき、必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第74条の8において準用する男女雇用機会均等法第22条（調停案の作成・受諾勧告）

委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第74条の8において準用する男女雇用機会均等法第23条（調停の打ち切り） 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切ったときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

第74条の8において準用する男女雇用機会均等法第24条（時効の中断）

第74条の8において準用する男女雇用機会均等法第25条（訴訟手続の中止）

第74条の8において準用する男女雇用機会均等法第26条（資料提供の要求等）

※第74条の6の「前条に規定する紛争」及び第74条の7の「第74条の5に規定する紛争」とは、次の事項に関する紛争です。

○賃金、募集・採用、配置（業務の分配及び権限の付与を含む。）・昇進・降格・教育訓練、福利厚生、職種・雇用形態の変更、退職勧奨・定年・解雇・労働契約の更新に関する障害者に対する差別的取扱い

○障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための合理的配慮の提供

全国の都道府県労働局一覧 (2016年4月現在)

都道府県 労働局	所在地	電話番号	都道府県 労働局	所在地	電話番号
北海道	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎3階	011-709-2311	滋賀県	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル3階	077-526-8686
青森県	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎7階	017-721-2003	京都府	京都市中京区両替町通御池上ル 金吹町451	075-275-5424
岩手県	盛岡市盛岡駅西通1丁目9番15号 盛岡第2合同庁舎5階	019-604-3005	大阪府	大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通 F Nビル21階	06-4790-6310
宮城県	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8062	兵庫県	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階	078-367-0810
秋田県	秋田市山王3丁目1番7号 東カンビル5階	018-883-0010	奈良県	奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎	0742-32-0209
山形県	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階	023-626-6101	和歌山県	和歌山市黒田二丁目3-3 和歌山労働総合庁舎5階	073-488-1161
福島県	福島市霞町1-46 福島合同庁舎4階	024-529-5409	鳥取県	鳥取市富安2丁目89-9	0857-29-1708
茨城県	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎7階	029-224-6219	島根県	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階	0852-20-7020
栃木県	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎2階	028-610-3557	岡山県	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-801-5107
群馬県	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル8階	027-210-5008	広島県	広島市中区八丁堀5番7号 広島KSビル4階	082-502-7832
埼玉県	さいたま市中央区新都心11番地2 明治安田生命さいたま新都心ビル14階	048-600-6209	山口県	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0383
千葉県	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎	043-221-4391	徳島県	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階	088-611-5387
東京都	千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎12階	03-3512-1664	香川県	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階	087-811-8923
神奈川県	横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル3階	045-650-2801	愛媛県	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎5階	089-941-2940
新潟県	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3508	高知県	高知市南金田1番39号	088-885-6052
富山県	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎6階	076-432-2793	福岡県	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館6階	092-434-9807
石川県	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎5・6階	076-265-4428	佐賀県	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎6階	0952-32-7217
福井県	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎9階	0776-26-8613	長崎県	長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階	095-801-0042
山梨県	甲府市丸の内1-1-11	055-225-2858	熊本県	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	096-211-1704
長野県	長野市中御所1丁目22-1	026-226-0866	大分県	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル3階	097-535-2090
岐阜県	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎4階	058-245-1314	宮崎県	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎5階	0985-38-8824
静岡県	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎5階	054-271-9970	鹿児島県	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル1-3階	099-219-8712
愛知県	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング15階	052-219-5507	沖縄県	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎(1号館)3階	098-868-3701
三重県	津市島崎町327番2 津第二地方合同庁舎3階	059-226-2306			

平成28年5月作成